

太田市立旭中学校いじめ防止基本方針

第1 目的

いじめは、生徒の将来にわたって心身を深く傷つけるものであり、その生徒の心身の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な課題である。けんかやふざけ合いであっても、いじめとして認知する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、全教職員がどんなことにも真摯に対応し、相談・指導に対応する。

学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや教職員全員が生徒一人一人をかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の発達を支援すると同時に、生徒にいじめを絶対にさせない環境をつくり指導を徹底することが重要である。

本校では、「心豊かに かしこく たくましく（自学 共同 克己 奉仕）」という学校教育目標のもとに、指導者として、生徒一人一人のよさを認め、励まし、のばす教育活動の充実に努めることを経営の基本方針としている。旭中学校にかかわる生徒・保護者・教職員が「生徒をいじめの加害者にも被害者にもしない」という認識のもと、国のいじめ防止対策推進法に沿い、ここに「旭中いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

いじめの定義

学校における一定の人間関係に基づいて、他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの

第2 生徒の実態把握の取組

- (1) 教師と生徒との日常の交流
 - 生活ノート(自分ログ)を通したやり取りや気になる子への声かけ
- (2) 職員間の速やかな報告・連絡・相談・確認
- (3) アンケート調査の実施
 - 「生活アンケート」調査（毎月、いじめ関係の内容を含む）
 - 「Y/Pアセスメントシート調査」（1・2学期）
- (4) スクールカウンセラーとの連携

第3 いじめ未然防止の取組

1 授業改善に対する取組

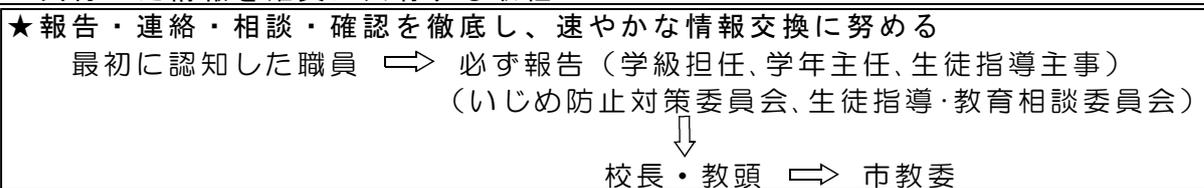
生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことがいじめ防止につながることを認識する。

- (1) 意欲を育てる授業づくり
 - 生徒一人一人がやる気や主体性を持ち、活躍できる授業づくり
 - 分かりやすい授業を展開するため、授業改善に向けた職員研修
 - 学習規律を大切にしたい授業への取り組み
 - 間違いを認め合い、生徒間同士・教師と生徒の交流のある授業づくり
- (2) 道徳授業の充実
 - 教職員が、いじめ未然防止に関わる大きな力となることを認識
 - 具体的な事例を紹介し、一人ひとりが考え意見交流させる授業を展開
- (3) その他
 - いじめに関する職員研修会の実施及び、いじめに関わる相談体制の整備

- 2 生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的とした取組
自己有用感や自己肯定感を育み、生徒を認め、声かけを行うことが大切である。
 - (1)特別活動や生徒会活動での取組
 - 温かい学級経営、他者と関わる機会の工夫
 - 人間関係づくりを目的とした学活の実施
 - ASAHI MINDの取組と実践
 - (2)体験活動の充実
 - 学年ごとの校外学習
 - 小中連携した交流活動（あいさつ運動など）の推進
 - ボランティア活動への参加
- 3 いじめに関する学習についての取組
 - (1)学級活動・集会・道徳等で人権学習・未然防止学習の実施
 - (2)人権教育の改善充実
 - 12月の人権週間に、人権学習の実施（ビデオ視聴・人権作文・人権標語）
 - 人権集会の実施（12月）
- 4 いじめをなくすための生徒会の取組
 - (1)いじめ防止強化月間の設置
 - 生徒会を中心としていじめ防止を呼びかけ
 - (2)旭中思いやり宣言
 - 前期人権週間に合わせ、各クラスで思いやり宣言をつくり、取り組む。
→生徒集会で各クラスごとに取組の様子や成果を発表 → 後期の活動へ
 - (3)あいさつ運動の実施（毎週金曜日正門前や小学校訪問による小中連携）
 - (4)太田市いじめ防止こども会議への参加、いじめ防止フォーラムへの参加
- 5 保護者や地域に対する啓発の取組
 - (1)保護者・地域部会を中心とした啓発
 - 旭中サポート隊によるあいさつ運動の取組（隔週月曜日）
 - インターネットやLINEなどによるいじめ防止の啓発活動（情報モラル講習会等）
 - (2)懇談会での保護者への呼びかけ
 - 日頃からの子どもとの交流と変化の見取り。
 - 学校との情報共有
 - (3)学校評議委員会との連携
学校評価アンケート結果などの公表と意見交流
 - (4)学校の様子を発信
 - ブログやホームページを利用した学校の情報発信
 - 学校評議委員や民生児童委員、旭中サポート隊など地域から情報提供

第4 早期発見の取組

- 1 生徒の些細な変化に気付く取組
 - 生活ノート（自分ログ）の記入の点検（文字の様子、内容観察）
 - 学校生活アンケート（毎月最終月曜日）
 - 子どもや保護者からの訴え
 - 日常の子どもの表情
 - 養護教諭やSCからの情報提供
- 2 気付いた情報を確実に共有する取組



3 情報に基づき、速やかに対応する取組

(1)いじめ防止対策委員会の設置（＊事案に応じて柔軟に編成）

校長（委員長）、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、SC

(2)対応

○複数対応による聞き取り・情報の整理

○保護者への連絡と相談

(3) 対応方針（対応は複数で行う）

①緊急度の確認

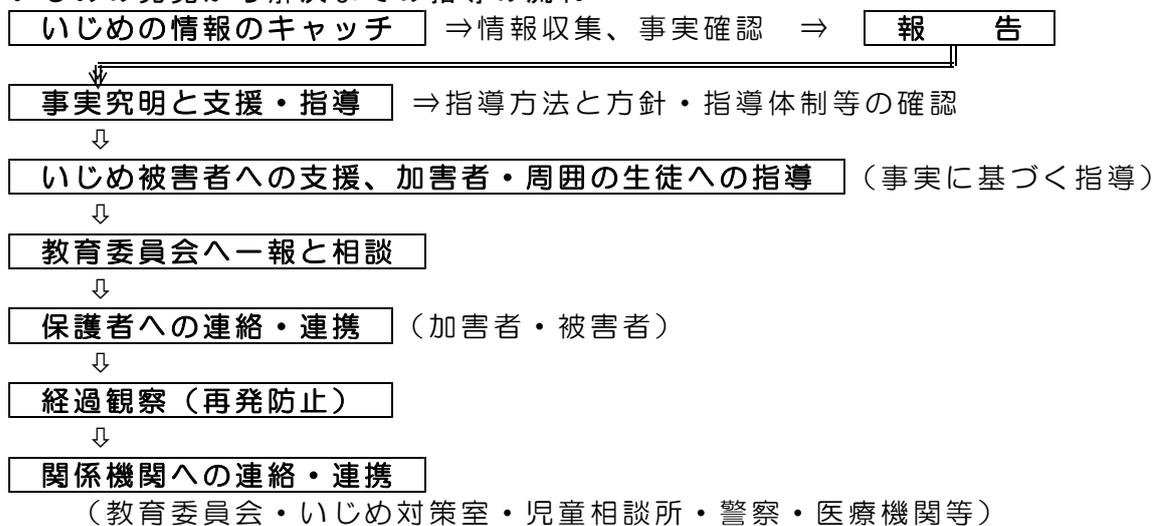
②役割分担

③事実の究明と支援・指導

第5 いじめに対する措置

★詳細な事実の確認に基づき、早期対応に努め、関係者の納得のいく解消を目指す

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ



2 いじめの被害者、その保護者への報告・相談・支援

(1)被害生徒や保護者の立場に立った詳細な事実確認

(2)事実に基づき、生徒や保護者に対する説明責任

(3)安心して登校できる体制、対応方針を伝達

(4)継続的に対応経過をこまめに報告(最低3ヶ月)

3 加害生徒、その保護者への対応・指導

(1)詳細な事実確認を行う。

(2)行為の深刻さをしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。

(3)解消後は、ともに平常の学校生活を送れるよう特に配慮し、必要な支援を行う。

4 いじめを見ていた生徒への働きかけ

(1)学級・学年全体の問題として対応（聞き取り・指導等）

(2)事実確認

①保護者への連絡

②いじめの事実を告げることは、人を救う行為であることを理解させる。

(3)指導

①周囲で傍観していた生徒も、関係者となることを受け止めさせる。

②「いじめをしない・許さない」集団づくりに向けた意図的な指導を行う。

③「いじめをしません宣言」の取組

(4)経過観察

①いじめが解決したと思われる場合でも、注意を怠らず継続して指導

5 関係機関との連携

日頃から連携をするように心がける。

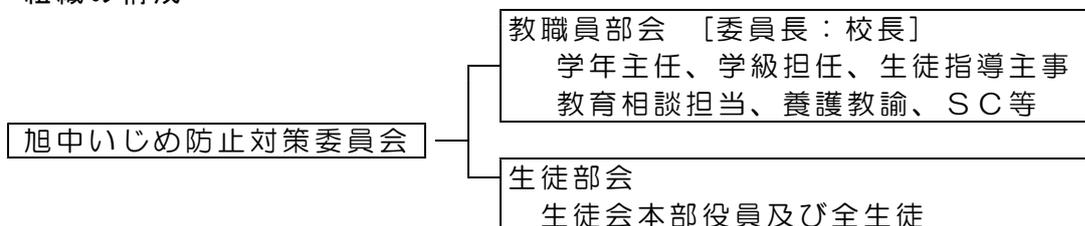
- (1)「教育委員会」との連携
- (2)「児童相談所」「警察」との連携
- (3)「医療機関」(心のケア)との連携
- (4)「SC」や「いじめ対策室」との連携
- (5)必要に応じ「群馬県総合教育センター」「市福祉関係部署」等の機関との連携

第6 いじめ未然防止対策の組織

1 目的

- ・生徒一人一人のよさを認め、励まし、伸ばす教育活動の充実に努める。
(規律・学力・自己有用感)
- ・旭中にかかわる全員(生徒・保護者・教職員)が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止への取り組みを計画し、学校全体の取組として推進するとともに、生徒を加害者にしない。

2 組織の構成



3 役割

- (1)いじめ未然防止の計画や取組の検討、改善案を提示
- (2)学校評価を基にPDCAサイクルを構築
- (3)必要に応じてPTA本部役員、学校評議委員、旭中サポート隊等を加え、学校の取組に対する協力・支援

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組(未然防止)

- (1)情報モラル教育の徹底
 - ①学級指導での取組(道徳・学活において情報モラルについての学習を実施)
 - ②教科指導での取組(正しい活用のため情報モラルの視点をもった学習活動)
- (2)講習会等の実施
トラブルの未然防止を図るため、情報モラル講習会等を積極的に開催

2 早期発見の取組

- (1)ネット上の不適切な書き込みへの対応
- (2)保護者・生徒への周知
(ネット上の人権侵害情報に関する相談等を外部機関と連携)

3 いじめに関する措置

- ◎一般的ないじめと同様の対応となるが、拡散・流出等の恐れを踏まえ、市教委や警察等との連携強化

第8 重大事態への対処

1 重大事態への認識

- ・いじめにより、生徒の生命、心身等に重大な被害があった場合
- ・いじめにより、生徒が相当期間欠席する場合(年間30日以上)
- ・保護者からの重大事態の申し出があった場合

2 組織としての対応（調査・報告等）

(1)いじめ防止対策委員会を「校内危機管理チーム」として対応に当たる。

＜役割分担＞

陣頭指揮・・・校長
渉外・マスコミ等担当・・・教頭
情報収集担当・・・担任、学年主任
警察担当・・・生徒指導主事
生徒のケア・・・担任・学年・養護教諭・SC

＊事態の性質によって適切な専門家を加えることとする。

(2)調査

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）に沿って、太田市教育委員会と連携し、適切に実施する。

(3)報告

ア 市教育委員会への報告（いじめ一報制に基づいた報告、助言を受けて対応）
イ P T A本部役員への報告
ウ 学校評議委員会への報告
エ 保護者への情報提供

附則 この方針は平成26年4月 1日に施行する。

この方針は平成29年3月14日「いじめ防止のための基本的な方針（国の方針）」が改訂されたことを受け、平成30年9月改訂し、施行。

この方針は令和6年6月に見直改訂し、施行。